

一般会員の保険特典

一般社団法人日本ドローン協会の「一般会員規約」第8条「保険特典」についてのご案内

保険種類：「団体総合生活補償保険」

補償内容	保険金額/支払限度額	備考
傷害死亡※1・後遺障害補償※2	100万円	
個人賠償責任危険補償※3	1億円	示談交渉つき

※1 傷害死亡保険金・・・ 会員が事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡したとき

※2 傷害後遺障害保険金・・・ 会員が事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生したときに後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします

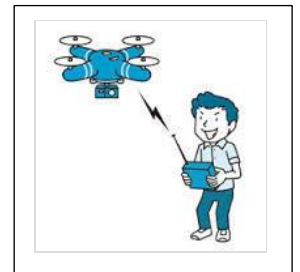
※3 個人賠償責任危険補償・・・ 万一の不測かつ偶然な事故により他人の身体の障害または財産の損壊について会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償

保険契約者：一般社団法人日本ドローン協会

被保険者：一般社団法人日本ドローン協会 一般会員

個人賠償責任危険補償の被保険者（補償の対象となる方）は、被保険者ご本人、被保険者ご本人の配偶者、被保険者ご本人またはその配偶者の同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます）、被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子となります。

補償期間：一般社団法人日本ドローン協会 一般会員ごとの期間



【対象となる事故例】

< 傷害死亡・後遺障害保険金 >

- ・ 会員が日常生活でのケガや交通事故など偶然な事故により死亡または後遺障害が発生した場合

< 個人賠償責任危険補償 >

- ・ 操作ミスにより機体が落下し、通行人を負傷させてしまった
- ・ 着地操作を誤り、機体が駐車していた車に接触し、破損させてしまった
- ・ ドローンが突風にあおられ墜落し他人の建物を破損させてしまった
- ・ ドローンの操作に夢中になり、他人の畑に入ってしまい作物に被害を与えた

(注) 上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

事故発生時のご連絡先

03-3556-6335

- ・ 事故が発生した場合は30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・ 個人賠償責任危険補償については、日本国外で発生した事故の場合のほか、相手の方が引受保険会社と直接交渉することに同意しない場合や、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒まれた場合などには、引受保険会社は相手の方との示談交渉はできませんのでご了承ください。

【傷害死亡・傷害後遺障害補償】

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 - ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- (3) 次のいずれかによって発生したケガについても保険金をお支払いできません。
- ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故
 - ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故
ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をういて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます)
イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をういて競技等(*2)をしている間」を除きます)
ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をういて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をういて競技等(*2)をしている間
③ 被保険者が山岳登山 (ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
など
(*1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。
(*2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦などをいいます。
※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

【個人賠償責任危険補償】

(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払できません

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故

(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払できません

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
 - ② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族※2 に対する損害賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。
 - ⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任
 - ⑥ レンタル用品や他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任
 - ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
 - ⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任
 - ⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
など
- ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
※2 配偶者、6 親等内の血族および 3 親等内の姻族をいいます。

このご案内は概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

< 引受保険会社 >

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第三部 営業第二課

〒103-8250 東京都中央区日本橋 3-5-19

☎ 03-6748-7852

< 取扱代理店 >

平成相互株式会社 (担当: 平山・渋谷)

〒102-0074

東京都千代田区九段南 2-4-15-304

☎ 03-3556-6335